申告相談受付日一覧

相談時間 9:00~12:00、13:00~16:00

●は、市役所申告相談日

税務署の記載がある相談日は税理士等に よる「地区相談」の日です



	And the second					
2	三原会場 三原市民 センター	緑会場 緑公民館 2階	西淡会場 西淡第2庁舎 集会室	南淡会場 南淡庁舎 3階		
18日						
(月)						
19日						
(火)						
20日						
(水)						
21日						
(木)						
22日				沼島		
(金)				出張所		
23 日						
(土)						
24 日						
(日)						
25 日						
(月)	税務署					
26 日				灘		
(火)	税務署			連絡所		
27日						
(水)						
28日						
(木)						

0	5月	三原市民センター	緑公民館 2階	西淡第2庁舎 集会室	南淡庁舎 3階
	1日				
	(金)				
	2日				
ė	(土)				
	3日				
	(日)				
	4日	•			
	(月)				
	5日	•			
	(火)				
	6日				
	(水)				
	7日				
	(木)				
	8日				
4	(金)				
	9日				
-	(土)				
	10日				
-	(日)				
	11日				
-	(月) 12日				
$\frac{1}{2}$	(火)				
	(水)				
\dashv	14日				
	(木)				
+	15日				
	(金)				
╛	(五)				

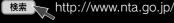
西淡会場|南淡会場

○ 三原会場 緑会場

「地区相談」の相談時間は9:30~12:00、13:00~16:00です。なお、「地区相談」では「相続税、贈与税、土地・建物・株式 等の譲渡所得等」の相談は行っていません。上表の3月3日(日)・10日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、質問に お答えできない場合があります。また、市役所での毎週木曜日の窓口時間延長での相談受付はしていませんのでご了承くだ さい。※灘連絡所と沼島出張所の相談時間は10:00~12:00、13:00~15:00です

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナーで簡単に申告書が作成できます



でき上がった申告書を印刷して郵送などで提出す るか、インターネットで送信(e-Tax)することができま す。e-Taxでは直接税務署へ行かなくても自宅のパソコ ンから各種申請や届出、確定申告や納税が可能です。 e-Taxで期限内に申告をすると、所得税額から平成24

年分で3,000円が控除されます。ただ し、平成19年~24年分の間でいずれ

か1回に限ります。

申告書が完成している人

申告書が完成していて提出のみの人は、受付をせず直接 申告相談会場で職員に手渡ししてください。また郵送でも 受付します。送付先は、洲本税務署(洲本市山手 1-1-15) までお願いします。

↑ 市役所で確定申告相談ができないもの

11土地建物などの売却に係る譲渡所得2株3配当(申告 分離課税選択) 4先物取引6消費税6青色(確定) 申告6贈 与税等は市役所の相談会場で受付できません。

税の申告準備進んでいますか?

2月18日(月)~3月15日(金)



申告が必要な人は必ず申告をしてください。毎年、申告受付会場は大変混雑しています。営業・農業等の収支内訳書や 医療費控除の領収書等はあらかじめ分類し集計してからお越しください。営業・農業等の収支内訳書等の必要書類 を作成していない場合、申告の受付はできませんのでご注意ください。みなさんのご協力をよろしくお願いします。

■ 所得税の確定申告が必要な人

サラリーマンの所得税は、年末調整で精算されて いますが、次のような人は申告が必要です

- ●事業・農業・不動産所得がある
- ※売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書 の添付が必要ですので、必ず事前に作成してから 申告会場にお越しください
- 2保険の満期や不動産等の売却収入等がある
- 3給与の年収が2.000万円を超える
- ♠給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20 万円を超える
- 62か所以上から給与を受けている
- ⑥年末調整後に扶養等控除額に変更があった 公的年金等を受給されている人のうち、収入金額が :400 万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所: :得が20万円以下の人は確定申告書の提出は不要です。

■申告で所得税が還付される人

- ●災害や盗難にあった
- 2多額の医療費を支払った
- ❸国や地方公共団体等に寄附をした
- ●住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得、ま たは増改築した
- 毎年末調整し忘れた控除額がある、または年の途中 に退職して年末調整していない控除額があるなど ※あらかじめ給与や公的年金等から所得税が源泉徴 収されていない人には、還付金はありません
- 圓洲本税務署☎24-1212

■ 市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得 がない人でも申告が必要です。ただし、次の条件に当 てはまる人は申告の必要はありません。

- ●所得税の確定申告を済ませている
- 24年中の所得が1か所からの給与または公的年金 のみ(遺族年金・障害者年金以外)
- ※障害者控除、寡婦・寡夫控除、雑損控除等を受けよ うとする人は申告が必要です
- 3市内在住である親族の税法上の扶養になっている
- 圓稅務課☎ 43-5022

確定申告に必要なもの

- ●申告書、印鑑(認印)等
- ●源泉徴収票(給与・年金をもらっている人)
- ●集計した医療費の明細書、支払った医療費の領収 書原本(医療費控除を受ける人)
- ●支払保険料の証明書(生命保険・地震保険料控除を 受ける人)
- ●登記簿謄本、住民票の写し、売買・請負契約書のコ ピー、住宅ローンの年末残高等証明書(住宅借入金 等特別控除を受ける人)
- ●国民年金保険料の支払証明書(国民年金保険料を 支払った人)

※紛失した人や届いていない人は再発行が可能です 圓控除証明書専用ダイヤル☎ 0570-070-117 明石年金事務所☎ 078-912-4983

●申告名義人の口座番号がわかるもの(還付される人)



昨年、確定申告書を用紙で提出した人には、今年も申告書が洲本税務署から送付されま す。ただし、一部申告の内容により税務署から案内はがきのみが送付されることがあります。ま た、e-Taxで申告された人もはがきのみが送付されます。申告書の用紙が必要な人は国税庁 ホームページからダウンロードして、ご自宅のプリンタから印刷できます。また、各申告会場、 総合窓口センターでもお渡しできます。なお、市役所から郵送は行いません。平成24年分確定 申告書の様式が変更されていますので、新様式で申告書の作成をお願いします。